

# いつまでも自分らしくいきいきと暮らせるまち

## ～「塩竈市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定～

生きがいを持ち、いつまでも安心して自分らしい暮らしを続けられ、互いに支え合う地域づくりを目指します。地域の皆さんや医療・介護などの関係機関と一緒に、「地域包括ケアシステム」をよりよいものにするため、推進に取り組みます。詳細については、5月に全戸配布する「高齢者支援ガイドブック」をご覧ください。

問 長寿社会課介護保険係 ☎364-1204

### 計画期間

平成30年4月～平成33年3月まで

### 基本理念

いつまでも 自分らしく  
いきいきと 暮らせるまち

### 基本目標

1. 健康で生きがいのあるまち
2. 互いに尊重し支え合えるまち
3. 安心して暮らせるまち

「塩竈市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」は、4月1日から市ホームページに掲載しています。

## 計画の実現に向けた

# 施策の 7 本の柱

### ①安全・安心で快適な暮らし

- 安全・安心な暮らしの確保
- 住まいとまちの環境整備
- 交通機関利用環境の整備
- 浦戸地区の事業推進
- 地域の高齢者福祉サービス

### ⑦介護サービスの充実

- 介護サービスの充実・質の向上
- 介護給付適正化の取り組み

### ②地域包括支援センターの機能強化

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合相談
- 包括的・継続的ケアマネジメント
- 権利擁護



### ⑥健康づくり・介護予防の推進と介護度の重度化防止

- 一般介護予防事業の推進
- 介護予防・生活支援サービスの充実

### ③包括的支援事業の推進

- 生活支援サービス体制の充実・強化
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 認知症総合支援事業

### ④生きがいと、社会貢献・社会参加の支援

- 生きがい活動の支援
- 社会参加、社会貢献活動の支援
- 高齢者の就労支援

### ⑤高齢者および家族などへの生活支援

- 介護者への支援
- 地域自立支援事業
- 認知症地域支援体制構築事業
- 介護離職ゼロへの取り組み



## 「地域包括ケアシステム」を知っていますか？

重度な要介護状態になっても、いつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるシステムです。





ダンベルサークル・脳げんき教室  
リーダー講習会



平成30年度からの介護保険料  
～65歳以上の介護保険料の見直し～

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は3年に一度見直され、平成30年度が改定の年にあたります。第6期の平成27年度から平成29年度における第1号被保険者が負担する介護給付費への負担割合は22%でしたが、第7期の平成30年度から平成32年度は23%に改められます。

また、高齢者の増加などで今後も介護給付費が伸びる見込みなので、第7期の保険料基準額が月額5,712円(第6期比516円、9.93%増)に改定されました。

▼平成30～32年度の介護保険料段階と保険料

※市民税の課税・非課税は、「○」は課税、「-」は非課税を表します。

※合計所得金額は、地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費を控除した額)から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です。

※第1段階く)内は、公費による軽減後の数値です。

所得段階	市民税の課税・非課税		対象者(第1号被保険者)	基準額に対する割合	保険料(月額)	保険料(年間)	
	世帯	本人					
第1段階	-	-	生活保護を受給している方、老齢福祉年金を受給している方	0.5 (0.45)	2,856円 (2,570円)	34,272円 (30,845円)	
			課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方				
第2段階	-	-	課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.75	4,284円	51,408円	
第3段階	-	-	第2段階の対象者に該当しない方	0.75	4,284円	51,408円	
第4段階	○	-	課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.9	5,141円	61,690円	
第5段階 基準額	○	-	課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.0	5,712円	68,544円	
第6段階	○	○	住民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が	120万円未満の方	1.24	7,083円	84,995円
第7段階	○	○		200万円未満の方	1.26	7,197円	86,366円
第8段階	○	○		300万円未満の方	1.48	8,454円	101,446円
第9段階	○	○		400万円未満の方	1.5	8,568円	102,816円
第10段階	○	○		500万円未満の方	1.52	8,682円	104,187円
第11段階	○	○		500万円以上の方	1.75	9,996円	119,952円



地域包括支援センター(高齢者の総合相談窓口)

「地域包括支援センター」は、高齢者の皆さんを支える総合相談窓口です。専門職員が高齢者の介護予防・介護支援や権利擁護など、総合的に相談に応じます。「地域包括支援センター」は市内に5カ所ありますので、お気軽に相談ください。

	西部地区	南部・東部地区	北部1地区	北部2地区	浦戸地区
担当町名	赤坂、泉沢町、向ヶ丘大日向町、後楽町権現堂、栄町、白菊町袖野田町、月見ヶ丘西玉川町、母子沢町玉川1～3丁目、清水沢1・2丁目	尾島町、舟入1・2丁目牛生町、芦畔町、野田新富町、中の島、旭町貞山通1～3丁目港町1・2丁目、泉ヶ岡東玉川町、香津町錦町、南町、南錦町桜ヶ丘、白萩町、石堂花立町、佐浦町	一森山、今宮町、宮町梅の宮、海岸通、本町西町、みのが丘小松崎北浜1～4丁目新浜町1～3丁目長沢町、字長沢、藤倉1～3丁目	青葉ヶ丘、字石田字伊保石、字庚塚千賀の台1～3丁目楓町1～3丁目越の浦1・2丁目字越ノ浦、字杉の入裏清水沢3・4丁目松陽台1～3丁目杉の入1～4丁目	浦戸地区全域
所在地	清水沢1丁目12-2(清水沢デイサービスセンター内) ☎367-0414 FAX349-9763	東玉川町8-8 ☎290-7185 FAX290-7186	北浜4丁目6-52(市民活動センター内) ☎361-3822 FAX361-3844	杉の入1丁目20-12 ☎362-1911 FAX362-1912	浦戸野々島字河岸50(ブルーセンター内) ☎361-2931 FAX361-2932